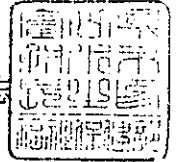


射保第29号
令和2年2月6日

射水市国民健康保険運営協議会
会長 塚本 清 様

射水市長 夏野 元 志



射水市国民健康保険税率及び課税限度額について（諮問）

このことについて、射水市国民健康保険運営協議会運営規則（平成17年射水市規則第92号）第2条第2号の規定により、貴協議会の意見を求めます。

記

- 1 令和2年度の国民健康保険税率について、現行どおりに据え置くこととする。
- 2 国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額の限度額「61万円」を「63万円」に改め、介護納付金課税額の限度額「16万円」を「17万円」に改める。ただし、令和2年度の国民健康保険税から適用する。

（改正理由）

令和2年度税制改正の大綱が令和元年12月20日閣議決定され、地方税法施行令第56条の88の2（国民健康保険税の基礎課税額等の限度）について、基礎課税額及び介護納付金課税額の限度額が引き上げられる。

課税限度額の引き上げについては、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性の確保を図ることを目的に、必要な措置が講じられたことから、本市においても、同様の措置を講ずる必要があるため見直すもの。

なお、射水市国民健康保険税条例については、地方税法等の関係法令が改正された後に改める。